

公益財団法人 日本ゴルフ協会 倫理委員会規程

制定 平成25年 6月 4日
一部改正 平成29年 1月 1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「この法人」という）の倫理規程（以下「倫理規程」という）第5条第2項に基づき、倫理委員会（以下「委員会」という）について、必要な事項を定める。

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) この法人及び倫理規程第2条に定める関係者のコンプライアンスの推進に関すること。
- (2) 前号について周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。
- (3) 会長から懲戒規程6条に基づく通知を受けたとき、関係者に倫理規程第4条に違反する行為を行ったおそれがあると認めるとき又は内部通報規程第2条の通報を受けたときに、事実関係の調査を行い、その結果と対応方針等の意見を会長に具申すること。

(委員)

第3条 委員会は、8名の委員により構成される。

- 2 委員のうち、1名を委員長とする。

(各委員の選任及び選定)

第4条 委員長、副委員長及び委員は、常務理事が就任するものとし、委員長は理事会が選任し、会長がこれを委嘱する。副委員長は、委員長が選任し、会長がこれを委嘱する。

(各委員の任期)

第5条 委員の任期は、この法人役員の任期と同一期間とする。ただし、再任は妨げない。

(開催)

第6条 委員会は、定時倫理委員会と臨時倫理委員会とする。

- 2 定時倫理委員会は、6箇月に1回以上開催する。
- 3 臨時倫理委員会は、必要に応じて随時これを開催する。

(招集権者及び議長)

第7条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長が委員長に代わる。副委員長を置かないとき又は副委員長に事故あるときは、倫理委員会で定めた順序により、他の委員が委員長に代わる。

- 2 委員長は、会長から懲戒規程6条に基づく通知を受けたとき、関係者に倫理規程

第4条に違反する行為を行ったおそれがあると認めるとき又は内部通報規程第2条の通報があったときは、必要に応じて、委員会を招集する。

- 3 委員長は、緊急性を有する事項が生じた場合は、速やかに委員会を招集するものとする。

(招集権者以外の者による招集請求)

第8条 招集権者でない委員は、招集権者に対し、委員会の目的とすべき事項及びその審議を必要とする事由を書面で通告し、委員会の招集を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を委員会の日とする委員会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした委員は、自ら委員会を招集することができる。

(招集手続)

第9条 委員会を招集する者は、委員会の日の3日前までに、各委員に対して、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の招集通知は、開催の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面をもって行う。ただし、緊急の場合は口頭によることができる。
- 3 委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで委員会を開催することができる。

(決議の方法)

第10条 委員会は、全委員の過半数に当たる委員の出席により成立し、その決議は出席委員の過半数をもってこれを行う。

- 2 会議の目的たる事項につき特別の利害関係を有する委員は、その決議に参加することはできない。この場合、その委員は出席委員の数に算入されない。
- 3 委員は、議決権の行使を代理人に委任することはできない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 5 委員長は、委員会の決議に基づき、調査の結果と対応方針等の意見を会長に具申する。
- 6 この規程に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(倫理委員会の調査部会及び審問部会)

第11条 委員会は、必要に応じて、当該事案を担当する調査部会及び審問部会を組織する。

- 2 前項の調査部会及び審問部会の各構成員は、事案に応じて、委員長が、この法人の内部及び外部から任命する。
- 3 調査部会の構成員は5名以内とし、倫理委員会委員、当該事案担当委員または本部長、法務部会長により構成される。
- 4 審問部会の構成員は5名以内とし、倫理委員会委員長、倫理委員会副委員長、当該事案担当委員または本部長、法務部会長により構成される。
- 5 調査部会及び審問部会は、各構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は各出席構成員の過半数をもって決する。

- 6 調査部会及び審問部会は、本条に定めるほか、各部会の円滑な運営のために必要な事項を、理事会の承認を得て定めることができる。

(調査部会における調査)

- 第12条 調査部会は、証拠を収集し、調査の対象である者（以下「調査対象者」という）等、当該事案に関係する者から事情を聴取し、事実を調査する。
- 2 調査部会は、前項の調査の結果、懲戒処分が相当と判断した場合には懲戒請求書を、懲戒処分を不相当と判断した場合には調査報告書を、審問部会に対して提出する。

(審問部会における審問手続)

- 第13条 審問部会は、前条第2項の懲戒請求書又は調査報告書を受け取ったときは、その相当性を判断したうえで、処分案を作成し、委員会に対して提出する。

(言語)

- 第14条 この規程に定める手続及び書面における言語は日本語を使用するものとする。
- 2 外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

(秘密の保持)

- 第15条 委員及び懲戒に関する調査又は審問に関与した者は、その職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

- 第16条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(改廃)

- 第17条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(定めのない事項)

- 第18条 この規程の規定の解釈に疑義を生じた事項及び定めのない事項に関しては、理事会の決するところによる。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。